

介護職員初任者研修受講料の一部を補助します

会津坂下町では、介護保険サービス事業所における雇用確保を図るため、介護職員初任者研修を修了し、町内の介護保険サービス事業所に就業又は就業予定の方に対し、介護職員初任者研修受講費用の一部を補助します。

1. 補助対象（次の要件をすべて満たす方）

- （１）介護職員初任者研修を受講していること。
- （２）会津坂下町に住所を有していること。
- （３）町内の介護保険サービス事業所に３ヶ月以上就業又は、申請年度の次年度の初日（４/１）からの就業について内定を得ていること。
- （４）町税の滞納がないこと。
- （５）他の補助金等の交付を受けていないこと。

2. 補助金額

介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費を合わせた額（１,０００円未満切捨て）又は１００,０００円のいずれか少ない額。

3. 申請方法

研修受講中又は研修受講後１年以内に、補助要件を満たした時点で、下記の書類を会津坂下町役場生活課保険年金班に直接提出してください。

- （１）介護職員初任者研修補助金交付申請書（様式第１号）※
- （２）介護員養成研修事業者（研修機関）が発行する介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費の領収書
- （３）町税の納税証明書（最新の証明書）

※申請書は会津坂下町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.aizubange.fukushima.jp>

[トップページ](#) → [くらし・手続き](#) → [保険・年金](#) → [介護保険](#) → [介護職員初任者研修の受講就労補助について](#)



【お問い合わせ・申請先】

会津坂下町生活課保険年金班（町役場１階⑤番窓口）

〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地

電話 0242-84-1513

受付時間：8：30～17：15（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

介護職員初任者研修受講就労補助金交付申請手続きについて

